

令和7年度

施策間連携ガイドブック



都市政策課
2026年3月作成

目次

1. 施策間連携はなぜ必要？
2. 総合計画における位置づけ
3. 事例共有
～令和7年度施策間連携サミット～
4. 計画一覧



施策間連携はなぜ必要？



施策間連携ガイドブックの目的

尼崎市総合計画は、施策ごとに定める分野別計画をたばねる最上位の行政計画であり、まちづくりの推進には、**各施策や計画間の連携を図ることが重要です。**

このガイドブックは、総合計画で掲げる、めざすまちの姿＝「**ありたいまち**」の実現に向け、**施策間・計画間の連携を強化**するために作成しています。



施策間連携はなぜ必要？

①連携によって個々の政策効果を高める

施策を実施する際に、他の施策と連携することで効果を高めていこうという視点が大切です

②連携しないと解決できない複雑な課題を解決する

複雑化・多様化するまちの課題に対応するため、複数の施策分野が連携して取り組む必要があります



総合指標の向上に向けた連携の推進

総合計画では、まちづくりの進捗を測る総合指標を3つ設定し、4つの「主要取組項目」や各施策の取組を通じて、総合指標を向上させることを目指しています

ファミリー世帯の 転出超過数



持続的なまちの活力を測る
「人口」の視点

市民参画指数



まちの魅力を測る
「まちへの愛着」の視点

住んで良かった



まちの評価を測る
「市民の実感」の視点

< **主要取組項目** >

< **13施策と行政運営の取組** >

主要取組項目とは

複雑化・多様化するまちの課題に対しては、さまざまな施策を連携させ、時宜にかなった取り組みを重点的に展開していくことが重要です

総合計画では、計画期間中に継続的かつ優先的・集中的に施策を連携させながら取組を進める4つの項目を「主要取組項目」として設定しています



子ども・教育

- ◆子ども・子育て支援の充実
- ◆子どもの教育の充実



脱炭素・経済活性

- ◆脱炭素社会の実現に向けた取組の推進
- ◆地域経済の活性化



生きがい・ささえあい

- ◆地域共生社会の実現に向けた環境づくり
- ◆健康でいきいきと暮らすことができる地域づくり



魅力向上・発信

- ◆学びの推進によるシチズンシップの向上
- ◆エリアブランディングの推進
- ◆イメージの向上によるシビックプライドの醸成

横連携の強化による相乗効果の創出

総合計画と分野別計画の整合を図り、施策間・計画間の連携を強化するため、

- ◇施策間連携ガイドブックの作成
- ◇施策間連携サミットの開催

などの取組を総合計画に位置付け、横連携の強化を推進しています



■横連携の強化による相乗効果の創出
 総合計画と分野別計画の整合性を図り、施策間・計画間の連携強化に向けた取組を実施

【主な連携の取組】

- 施策評価における連携確認
- 分野別計画の体系的な整理
- 「施策間連携ガイドブック」の作成
- 「施策間連携サミット」の開催



事例共有

令和7年度施策間連携サミット
(令和7年8月18日開催)

市長と各分野の審議会代表者が一堂に会し
施策間連携の強化に向けて意見交換

テーマ

「「シェア」の視点を持った施策間連携」

「人口や財政規模が縮小する社会において、公共資源の維持・運営が今後ますます困難になるなか、「シェア」の発想を取り入れた行政運営による実践的な解決策や他分野との連携の可能性について、多角的に検討する」



詳しくはこちら



事例共有

「シェア」の視点を持った施策間連携

ここからは、
施策間連携サミットで話題に
上がった事例を共有します



「シェア」の視点を持った施策間連携

モノ・空間・資源のシェア

●公共施設の機能複合化と相互利用

施設を単一の目的でつくる・使うのではなく、複数の機能を持たせ、多様な主体が交じり合う場として空間を再構築する
例えば、駅前空間のにぎわいづくり、市民との共同利用を前提とした学校プールなど

●トピックス 「専用」ではなく「共に使う」仕組みづくり

茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」では、開設当初、高齢者の居場所と定期試験前の中高生の利用の両立が課題に。一方の「専用」にするという考え方ではなく、どうすれば「共に使える」かの発想でルールを試行錯誤してきた。

●既存住宅ストックの流動化

神戸市の「塩屋」では、空き家などの既存ストックを活用し、住まい・仕事・交流の機能を重ね合わせる取組が進められている。今あるものをみんなで回し、暮らしの質や地域の魅力を高める事例として参考になる

人・スキル・経験のシェア

●元気な高齢者の役割転換と活躍

高齢者を「保護される存在」として扱う発想を改め、健康状態に応じて地域の見守りやボランティア、有償ボランティアなど、地域の支え手として活躍が期待される

●産業・知的財産のオープン化

企業や大学の人材・知的財産をシェアし、地域にあるニーズとシーズをマッチングさせることで、新しい産業を生むオープンイノベーションの推進する

●潜在資格者の活用

シェアハウスとの連携の中で、いわゆる小規模保育事業で空き家を活用し、保育士資格保有者同士が保育のスキルや場をシェアする仕組みも、待機児童対策として有効な手段となりうる

「シェア」の視点を持った施策間連携

情報・アイデアのシェア

● 施策を超えた若者の参画・意見の反映

子どもや若者の意見を教育・福祉分野に留めず、都市計画や防災など、あらゆる分野のまちづくりに反映させ、若者の参画を促進する取組が参考になる

● トピックス 鯖江市役所JK課

福井県鯖江市が2014年に開始した市民協働プロジェクト。地元の女子高生（JK）が主役となり、市役所職員のサポートのもとで、「ゆるいまちづくり」をテーマに活動し、数々の取組を実施。

● シェアの視点を取り入れた立地適正化計画

各施策が対象とする施設や空間の情報を、部局横断的に重ね合わせて共有・活用することで、実態に即した効率的な施設更新や整備優先度の判断に活用できる

仕組みのシェア

● 行政サービスのシェア

兵庫県と連携し、市の枠を超えて医療機関を選択できる「産後ケア事業」や、「あま咲きコイン」のプラットフォームを多分野でシェアする取組は有効である

● 縦割りを克服するシステム変革

「雨水対策としての緑化（公園部局と下水道部局の連携）」や「熱中症対策（環境部局の枠を超えた支援）」など、既存の制度や予算配分の在り方を再構築できるとよい

● 分野横断的な包括支援

「いくしあ」による0歳から18歳までの切れ目ない支援や、社協と連携した「重層的支援体制」により、行政の縦割りを克服し、複雑な課題を抱える家庭を包括的に支援する仕組みは有効である



シェアの土台づくり

●「共助」の領域を改めて強める

行政がサービスを一方的に提供するのではなく、近代以降に弱まった地域の共に助け合い、資源を分かち合う「共助」の領域を、シェアの取組を通じて再構築し、市民と一緒に社会を作り上げる必要がある

●「頼ることができる関係」の構築

単なる効率や便利さの追求ではなく、日本人が近年苦手になっているといわれる「隣の人に頼ることができる関係」を地域の中で育むことで、孤独を防ぎ、住み続けたいと思える地域づくりにつながる

●人権意識と信頼の醸成

シェアの阻害要因となる過度の「自己責任論」や「少数者排除」の意識を解消するため、人権を「誰もが生まれながらに持つ権利」として、個々の具体的な権利に落とし込んで自分事として捉えることが出来る教育・啓発を推進する必要がある

●トピックス 人権についての市民意識調査

若年層を中心に、いじめや不登校を本人の努力不足とする「自己責任論」や、少数者への配慮不足を容認する「少数者排除」の傾向が強くみられる。また、市民アンケートでは約半数が「人権には義務が伴う」と誤解しており、この誤解を持つ層ほど高齢者や同性愛者、外国人への排除意識が高い。さらに、マスメディアよりも SNS の情報のほうが信頼できると考える人のほうが、ヘイトスピーチを容認したり外国人への忌避意識が強かったりする傾向が見られる。

これらの誤解や偏見が、シェアを阻害する要因となることが懸念されることから、人権を「誰もが生まれながらに持つ権利」と正しく理解してもらうための教育や啓発の重要性が浮き彫りになった。

計畫一覽

尼崎市の主な計画一覧

総合計画の各施策で定める分野別計画のうち、その中心となる計画（マスタープラン）の目指す姿やその方向性、新規策定や改定などの動きがある計画のポイント等を掲載しています。この計画一覧により関連計画の方向性などを把握し、他分野との連携や方向性を確認しながら施策の推進に取り組んでいます。

<表の見方>

計画名に色がついているものはマスタープラン

段差は計画の階層
左が上位計画

外部委員が入る審議会等及び担当局

施策10 消防・防災	
尼崎市地域防災計画	R4-(S26-) 毎年度改定
尼崎市避難行動要支援者避難支援指針	H29-
尼崎市水防計画	R4-(S26-) 毎年度改定
尼崎市国民保護計画	H29-臨時改定
尼崎市新型コロナウイルス等対策行動計画	H26-

【基本】マスタープランの目指す姿やその方向性及びポイントなどを記載
①「推進」/③「多様な」
【ポイント】
・法令改正や国、県の防災計画の修正等を踏まえ、毎年度改定を行っている。

【ポイント】
・国の指針等を踏まえて、個別避難計画の考え方の記載について検討中。

【基本的な考え方】
①「市民の保護」/②「阪神・淡路大震災、JR列車事故災害計画等の活用」/③「国際平和のための取組と武力」
【ポイント】
・市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する考え方のもと、8つの国民保護措置に関する基本方針を

マスタープラン以外でも新規策定・改定など動きのある計画には、ポイントに記載

改定予定

尼崎市総合計画	R5-R14	【ありたいまち】 ひと咲き まち咲き あまがさき 【ポイント】 ・「まちづくり構想」は、市民との共有を図るため尼崎らしいまちづくりのビジョン（展望）を、「まちづくり基本計画」は「ありたいまち」の実現に向けた具体的な手段を定めている。
---------	--------	---

施策1 地域コミュニティ・学び

改定済

尼崎市文化ビジョン	R5-R14
尼崎市スポーツ推進計画	R2-R11
尼崎市立図書館基本的運営方針	R3-R12

施策2 人権尊重・多文化共生

改定予定

尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画	R3-R12	【施策の展開方向】 ①つながり、支え合う人権尊重のまちづくり ②人権侵害に関する相談と支援の充実 ③あらゆる場における人権教育及び人権啓発の推進 ④市職員・教職員等への人権研修 【ポイント】 ・地域でのつながりや支え合いの推進の視点を施策の展開方向の一番目に据え、市職員・教職員等への人権研修については、人権行政の責務と役割を担うことから、施策の展開方向を独立して設けている。
尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画	R5-R9	
尼崎市男女共同参画計画	R4-R8	
男女表現ガイドライン	H26-	

改定済

尼崎市多文化共生社会推進指針	R7-	【基本的視点】 ①「多文化共生に向けた意識づくり」/②「日本語教育・学習の支援と推進」/③「外国人と日本人が共に暮らしやすいまち」/④「交流し尊重し合うまち」/⑤「外国人と日本人が共に活躍できるまち」 【改定のポイント】 近年の国による入国管理施策の改正により、ますます就労を目的とした外国籍住民とその家族が増加する中で、教育現場における対応や、企業等や労働者の支援、日本語教育、地域社会の構成員として、外国籍住民と地域住民が共生するための地域の理解促進など、これまでの「国際交流」、「国際協力」といった視点から、「多文化共生」に視点を転換し、本市の歴史的背景も踏まえつつ、新たな課題やニーズを捉えた取組を進めていく必要があることから、策定したものを。
----------------	-----	---

施策3 学校教育

改定済

第2次尼崎市教育振興基本計画 教育振興審議会 / 教育委員会事務局	R7-R11	【基本方針】 ①「個の尊厳や人権の尊重」/②「未来志向の教育」 ③「家庭・地域社会との連携」 【ポイント】 ・上記の基本方針を踏まえ、7つの各論において、テーマごとにこれまでの取組を振り返ったうえで、今後の方向性を示す。
尼崎市体罰等防止ガイドライン / 教育委員会事務局	R3-	
インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針） / 教育委員会事務局	R2-R12	
尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン / 教育委員会事務局	R3-	
尼崎市いじめ防止基本方針 / こども青少年局	H27-	
尼崎市就学前教育ビジョン / 教育委員会事務局	R7-	【3つの柱の推進】 ・①就学前教育の質の向上 /②インクルーシブ教育の推進 /③幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続 【ポイント】 ・官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示している。 ・就学前教育施設の関係者や地域の人々等と共に、就学前教育の充実を目指す。

施策4 子ども・子育て支援

改定済

こども・若者総合計画 子ども・子育て審議会 / こども青少年局	R7-R11	【方向性】 ①こども・若者が権利の主体であることを共有し、その権利の啓発に取り組む ②安全に安心して産み育てることができる環境づくり ③子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり ④すべてのこども・若者が健やかに育つ環境づくり ⑤こどもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり
尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 子ども・子育て審議会 / こども青少年局	R7-R11	
尼崎市子ども・子育て支援事業計画 子ども・子育て審議会 / こども青少年局	R7-R11	
(仮称) 尼崎市こども家庭センター設置基本方針 子ども・子育て審議会 / こども青少年局	R3-	

施策5 地域福祉

改定
予定

あまがさき地域福祉計画 【社保審】地域福祉専門分科会 / 福祉局	R4-R8	【基本目標】 ①「『ささえあい』を育む人づくり」/②「多様な主体の参画と協働による地域づくり」 ③「誰もが安心して暮らすを支える基盤づくり」 【ポイント】 ・「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に」とともにいきる”まち あまがさき”を基本理念とし、令和2年6月の社会福祉法改正により創設された「重層的支援体制整備事業」による分野横断的な包括的支援体制の構築とともに、誰もが地域で安全・安心に暮らし続けるための見守り・ささえあい活動の充実に向けた取組を進める。
-------------------------------------	-------	--

施策6 障害者支援

改定
予定

尼崎市障害者計画 【社保審】障害者福祉等専門分科会 / 福祉局	R3-R8	【重点課題】 ①「必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり」 ②「生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり」 ③「共に支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり」 【ポイント】 ・「誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現」を基本理念とし、2つの計画を一体的に策定している。 ・（障害者計画）計画の重点項目として「計画相談支援の一層の推進」、「地域移行や重度化・高齢化に対応したグループホームの整備促進」、「障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進」を掲げている。 ・（障害福祉計画）サービス提供体制の確保に向けて、「児童発達支援センターたじかの園」や「地域生活支援拠点」の機能充実などの取組を掲げている。
尼崎市障害福祉計画 【社保審】障害者福祉等専門分科会 / 福祉局	R6-R8	

施策7 高齢者支援

改定
予定

尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 【社保審】高齢者保健福祉専門分科会 / 福祉局	R6-R8	【4つの基本施策】 ①介護予防・フレイル対策の推進 ②「共生・理解」を両輪とする認知症施策の推進 ③人と人とのつながりや支え合い、高齢者の社会参加の促進 ④介護が必要になっても安全・安心に暮らせる基盤づくり 【ポイント】 ・「高齢者が尊厳を保ち、安全・安心に健康で多様な暮らし方ができる支え合いのまちづくり」を基本理念とし、4つの基本施策が互いに影響し合う中で、基本理念の実現に向かうとともに、介護保険事業量や事業費の今後の見込みを定めている。
--	-------	--

施策8 健康支援

地域いきいき健康プランあまがさき	R6-R17	<p>【4つの視点】</p> <p>①ライフステージに応じた健康づくりの推進</p> <p>②食べる力を育む食育の推進</p> <p>③いきるを支える自殺対策</p> <p>④妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進</p> <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康にいきいきと暮らせるまち あまがさき」を基本理念とし、市民の健康寿命の延伸を計画の全体目標に4つの視点から総合的に市民の心身の健康づくりを推進する。 <p>【改定のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進計画と一体的に取り組むため、食育推進計画を包含して策定。 ・計画の推進に向けては、尼崎市地域保健問題審議会における審議だけでなく、尼崎市食育推進懇話会における意見交換も行き、幅広い意見を取り入れ、取組を推進する。
地域保健問題審議会 / 保健局		
尼崎市国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画	R6-R11	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県標準化に伴い、共通指標を設定してデータ分析等を実施する。
/ 保健局		

施策9 生活安全

尼崎市防犯戦略	R2-	
/ 危機管理安全局		
尼崎市交通安全計画	R3-R7	
/ 危機管理安全局		
改定 予定	ニ崎市自転車のまちづくり推進計画	R3-R8
/ 危機管理安全局		
ニ崎市自転車ネットワーク整備方針	H30-	
/ 都市整備局		

施策10 消防・防災

改定 予定	ニ崎市地域防災計画	R7-(S36-) 毎年度改定	<p>【基本的な考え方】</p> <p>①「防災・減災対策の推進」/②「自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進」/③「多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進」</p> <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令改正や国、県の防災計画の修正等を踏まえ、毎年度改定を行っている。
	ニ崎市避難行動要支援者避難支援指針	H29-	
	/ 福祉局		
	ニ崎市水防計画	R7-(S26-) 毎年度改定	
	防災会議 / 危機管理安全局		
改定 予定	ニ崎市国民保護計画	H29- 随時改定	<p>【基本的な考え方】</p> <p>①「市民の保護」/②「阪神・淡路大震災、JR列車事故等の教訓を反映した地域防災計画等の活用」/③「国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え」</p> <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、上記の基本的な考え方のもと、8つの国民保護措置に関する基本方針を定めている。
	国民保護協議会 / 危機管理安全局		
	改定 予定	ニ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画	H26-
	/ 危機管理安全局		
	ニ崎市消防署等配置計画	R5-	
	/ 消防局		

施策11 地域経済・雇用就労

改定済	ニ崎市商業立地ガイドライン	H29-
	/ 経済環境局	
	ニ崎市創業支援等事業計画	H26-R10
	/ 経済環境局	
	「今後の市場のあり方」基本方針	R1-
	/ 経済環境局	
	あまがさき観光地域づくり戦略	R7-12
	/ 経済環境局	

施策12 環境保全・創造

改定済	ニ崎市環境基本計画	R6-R15	<p>【目標】</p> <p>①「脱炭素社会の構築」/②「循環型社会の構築」</p> <p>③「自然共生社会の構築」/④「安全で快適な生活環境の保全」</p> <p>⑤「経済のグリーン化」/⑥「環境意識の向上・行動の輪の拡大」</p> <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境と調和して暮らし、働くまち あまがさき」を目指す環境像とし、地球環境は有限であることを前提に、これまでの「環境負荷を減らす」という取組だけでなく、「利用する資源・エネルギーを減らす・選ぶ」という視点で取組を進める。
	環境審議会 / 経済環境局		
	ニ崎市地球温暖化対策推進計画	R1-R12	
	環境審議会 / 経済環境局		
	ニ崎市一般廃棄物処理基本計画	R3-R12	
	環境審議会 / 経済環境局		
	改定済	ニ崎市生物多様性地域戦略	R6-R15
	環境審議会 / 経済環境局		<p>【目標】</p> <p>①生物多様性を理解し、大切にします /②生物の生息・生育環境を保全・創出します</p> <p>③自然の恵みを活用します</p> <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニ崎市環境基本計画のうち生物多様性や生態系の保全などに取り組むうえで必要な事項を示す個別計画として策定。

施策13 都市機能・住環境

尼崎市都市計画マスタープラン（立地適正化計画） 【都計審】都市計画分科会 / 都市整備局	R6-R15	【めざすまちの姿】 ①「利便性が高く快適に”暮らせる”まち」 ②「都市の活力があふれる”稼げる”まち」 ③「多様な主体がまちに関わる”誇れる”まち」 ④「地域の魅力が光る”住みたい・訪れたい”まち」 ⑤「災害を”みんなで乗り切る”まち」 【ポイント】 ・これからのまちづくりを示す「都市計画マスタープラン」と「立地適正化計画」を両計画のつながりが分かるようにまとめ、一体の計画として策定している。 ・「魅力を伸ばすまちづくり」を推進するため、「つなぐ」まちづくりをテーマに、これからのまちづくりがイメージしやすいよう具体的な取組・事業等を示しながら、分業別・地域別の方針などを定めている。 ・ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を推進するため防災指針を定めている。
尼崎のみどりのまちづくり計画 【都計審】公園緑地分科会 / 都市整備局	R6-R15	【ポイント】 ・これまでの緑の空間を守り育てる視点に加え、人々が利用する視点も重視し、基本方針として、みどりで「まちつなぎ」「人つなぎ」「未来つなぎ」を設定している。 ・みどりには多様な市民ニーズがあるため、市民や事業者との協働によって計画を実践していく内容になっている。 【主要取組】 ①魅力的な公園づくり（公園の機能分担や公園利用のローカルルールづくり等） ②快適な街路樹づくり（街路樹の適正化に向けた方向性の整理や適正化の実施等）
尼崎市総合交通計画 【都計審】交通政策分科会 / 都市整備局	R6-R15	【目指す姿】 暮らしやすさと働きやすさが調和し、人が“つどう”まち 【ポイント】 ・「交通と連携した魅力を伸ばすまちづくりの推進」、「誰もが安全・安心・快適に移動できる環境の創出」、「利便性が高い交通環境の構築」の3つを目標に定めている。 ・交通とまちづくりの連携を打ち出しつつ、ありたいまちの実現を交通の面から支えるために、徒歩や自転車での移動を含めるとともに、シェアリングの考え方を施策に盛り込むほか、多様な分野と交通をつなぐ視点を設定した。
尼崎市都市美形成計画 【都計審】都市美分科会 / 都市整備局	H24-	
あますいビジョン2029 公営企業審議会 / 公営企業局	R2-R11	
あまがさき下水道ビジョン2031 公営企業審議会 / 公営企業局	R4-R13	
尼崎市住まいと暮らしのための計画 （住宅マスタープラン） 【都計審】住宅政策分科会 / 都市整備局	R3-R12	【基本目標】 ①「安心して住み続けられる住まい・まちの実現」 ②「持続性のある住宅ストック（＝尼崎市の社会財）の形成」 ③「選ばれる住まい・まちを目指した魅力創出」 【ポイント】 ・「子育て世帯」「高齢者」「新規住宅」「既存住宅」「まち育て」「住宅確保要配慮者」の6つをテーマとし、それぞれ施策の方向性を定めている。 ・従来からのハードの視点だけでなく、暮らしというソフトの視点を新たに取り入れるとともに、多様な住宅地ごとの魅力向上及びブランディングを図る。

行政運営1 【協働】ともにまちづくりを進めるために

協働ガイドブック / 地域協働局	R4-	【基本的な考え方】 多様な主体が、強みを出し合い、弱みを補い合うことで、課題解決につなげる 【ポイント】 ・より良い地域社会、くらしやすいまちの実現に向け、市民・行政が力を合わせ協働の取組をさらに進めるための基本的な考え方や「協働のツール」を示している。 ・協働の考え方や制度、魅力がわかりやすく伝わり、また協働の取組を行いたい方にとって、アイデアが具体的なカタチにつながるような「使えるガイドブック」としている。
尼崎版シティプロモーション推進指針 / 秘書室	R5-R14	

行政運営2 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために

尼崎市内部統制基本方針 / 総務局	R6-	【目的】 適法・適正かつ効率的・効果的な行政事務及び行政運営の実現 【ポイント】 ・中核市は努力義務だが、自主的に内部統制基本方針を策定 ・リスクチェックの実施、ミス事例の共有、業務手順書の作成などを行い、適切な業務の遂行につなげていく。
尼崎市人材育成基本方針 （はたらきガイド） / 総務局	R4-	【基本理念】「市民とともに、勇気と智恵を」 【ポイント】 ・「本編」、「研修計画編」、「会計年度任用職員編」の3部で構成している。 ・人材育成の基本理念をはじめ、人材育成に関連する人事制度や研修体系を紹介するなど、職場での人材マネジメント全般のガイドを目指しているものであり、適宜更新を行う。
コンプライアンスの手引き / 総務局	R6-	

行政運営2 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために

改定済

職員共生・働き方向上計画

R7-R11

【目的】 職員のワークライフバランスの実現
 【ポイント】
 ・「働き方改革の推進」、「家事、育児、介護等をしながら活躍できる職場環境の整備」、「更なる女性の活躍の推進」、「障害者の活躍の推進」の4つの方針を設定し、施策体系や数値目標等を定めている。

今後の超少子高齢社会に対応するための行政執行体制の在り方について

H27-

業務執行体制の見直しに向けた今後の方向性について

H29-

改定済

尼崎市業務見直しガイドライン

R7-

改定済

あまがさき共創DXプラン2.0

R8-R10

【ポイント】
 ・市民と職員に寄り添う尼崎版“共創型スマートシティ”をめざす
 1. 窓口手続きのスマート化
 2. 市民と行政を繋ぐ共創プラットフォームづくり
 3. 地域共創のサービスづくり
 4. 抜本的な事務効率化
 5. データを活用した効果的な行政運営
 6. DXを支える環境づくり

行政運営3 【行財政】市民生活を支え続けるために

財政運営方針

R5-R14

【方針】
 「第6次尼崎市総合計画」を下支えする財政運営について定めるもの。
 【ポイント】
 ・安定的な財源運営の実現に向け、必要な規律などを定めている。
 ・歳入に見合った歳出規模の実現を図り、安定した財政基盤を確立するため、各年度の当初予算において収支均衡予算を確保する。
 ・R14年度の目標管理対象将来負担について、1,000億円を下回る水準とし、目標管理対象将来負担に係る公債費を100億円以下に低減することが必要。

尼崎市債権管理推進計画

R5-R9

改定予定

尼崎市公共施設等総合管理計画

H28-R30

【目的】
 ・市有建築物やインフラ系施設に係る方針・計画について取りまとめ、全体像を明らかにし、長期的な視点で、総人口や年代別人口についての今後の見通しや、財政状況を踏まえた施設の更新、維持管理などの基本的な考え方を示し、本市が所有する公共施設等に係る取組を推進する。
 【ポイント】
 ・国からの要請を踏まえ、その要請に基づいた計画内容の追加を行うとともに、計画策定以降の個別の取組内容の反映などを行っている。

改定予定

尼崎市公共施設マネジメント基本方針

H26-R30

【基本方針】
 ①「再編」/②「予防保全」/③「効率的・効果的な運営」
 【ポイント】
 ・①については、R30年度までに本市公共施設の床面積の保有量をH24年度末時点から約561千㎡以上(△30%以上)削減する目標を掲げている。

改定予定

尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)

H29-R8

改定予定

尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)

H29-R8

改定予定

尼崎市PPP/PFI手法導入優先的検討方針

H29-

尼崎市公共建築物における木材利用促進に関する方針

H29-

総合計画、施策1~13のマスタープラン等の詳細は、尼崎市役所のホームページをご覧ください。

尼崎市 市の計画

